

(趣旨)

第1条 この規程は、京都橘大学における受託研究に関する取扱について定める。

(定義)

第2条 この規程における「受託研究」とは、京都橘大学が、国、地方公共団体および民間諸団体からの委託を受けて行なう研究をいう。

(受託研究の受け付け)

第3条 受託研究を申出る者（以下「委託者」という。）は、以下の書類を学長に提出しなければならない。

- (1) 研究委託申込書
- (2) その他必要な書類

(受託の審議および決定)

第4条 受託研究の受入れは、総合学術推進機構会議の議を経て決定する。

(受託研究契約の締結)

第5条 受託研究の受入れを決定した場合は、本学と委託者との間に、受託研究に関する契約を締結する。

2 契約書には、原則として次の各号に定める事項が記されなければならない。

- (1) 受託研究経費に関する事項
- (2) 受託研究の中止に関する事項
- (3) 受託研究で発生した特許権、実用新案権および意匠権ならびにこれらの権利を受け取る権利（以下「産業財産権等」という。）の取扱いに関する事項
- (4) 研究成果の公表時期、方法等に関する事項

(受託研究に要する経費)

第6条 受託研究に要する経費は、委託者が負担する。

2 受託研究に要する経費は、以下の費目の合計をもって算出する。

- (1) 設備備品費、旅費交通費、消耗品費、謝金等の当該研究遂行に直接必要な経費
- (2) 第1号以外に必要な間接経費

3 間接経費は、直接経費の10%に相当する額とする。

(受託研究費の支出)

第7条 受託研究費は、大学会計に収納されるものとし、前条に定める額の範囲で支出されなければならない。

2 受託研究費により取得した設備備品等は、京都橘学園に帰属する。

(受託研究の中止)

第8条 受託研究を中止する場合は、委託者および大学の双方で協議して行なうものとし、いずれか一方の決定のみで中止することはできない。

2 委託者の都合で受託研究の全部あるいは一部を中止する場合は、既納の受託研究費は委託者に返還しない。

3 大学の都合で受託研究の全部あるいは一部を中止する場合は、既納の受託研究費の全部または一部を委託者に返還することができる。

4 天災等やむを得ない事由により受託研究を中止し、または、その研究期間を延長する場合においては、委託者の損害に対し、大学はその責を負わず、また、既納の研究費は委託者に返還しない。

(産業財産権等)

第9条 受託研究において、産業財産権等が生じた場合の受託研究担当教員の権利の取扱いについては、別に定める。

(削除)

第10条 (削除)

(研究成果の取扱い)

第11条 受託研究に基づく成果は受託研究担当教員の名において公表することができる。ただし、公開の時期・方法等については、委託者と別途協議して定める。

(事務主管)

第12条 この規程に関する事務主管は、学術振興課とする。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、部局長会の議を経て、学長が行なう。

附 則

この規程は、1994年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2001年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2005年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2008年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、2012年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2015年7月1日から施行し、2015年度の受託研究より適用する。

附 則

この規程は、2017年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2019年8月1日から施行し、2019年度の受託研究より適用する。

附 則

この規程は、2021年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2022年4月19日から施行し、2022年4月1日から適用する。